

R 8.1.13施行

監督処分基準 新旧対照表

改正後	改正前
建設業法による監督処分基準	建設業法による監督処分基準
3 監督処分の対象 (1) 地域 <p>監督処分は、地域を限定せずにを行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。なお、役員等が不正行為を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。</p>	3 監督処分の対象 (1) 地域 <p>監督処分は、地域を限定せずにを行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。<u>この場合においては、当該不正行為が行われた地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局（当該地域が沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局）の管轄区域全域を含む。）における処分を行うことを基本として地域を決定することとする。</u>なお、役員等が不正行為を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。</p>
4 監督処分の基準（基本的考え方） (2) (1) 以外の不正行為があった場合 <p>① 建設業法の規定（第19条の3 <u>第1項</u>、第19条の4、<u>第19条の5</u>、第24条の3 <u>第1項</u>、<u>第24条の4</u>、第24条の5 <u>並びに第24条の6第3項及び第4項</u>を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される<u>第24条の8第</u></p>	4 監督処分の基準（基本的考え方） (2) (1) 以外の不正行為があった場合 <p>① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規</p>

1項、第2項及び第4項を含む。)、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき。指示処分を行うこととする。具体的には建設業法第11条、第19条、第19条の3第2項、第19条の5第1項及び第2項、第20条第2項から第4項まで及び第6項、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

(削除)

8 施行期日等

(1) この基準は、令和8年 月 日より施行する。

定、又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき
指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第19条の5に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認められるときは、当該業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

8 施行期日等

(1) この基準は、令和4年4月1日より施行する。

別紙1 建設業者に対する監督処分の具体的基準

不正行為等の内容			処分内容
2 請負契約に関する不誠実な行為（建設業者が請負契約に関し、（入札、契約の締結・履行、瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるもの）	①主任技術者等の不設置等（建設業法第26条違反）	ア 不設置（資格要件を満たさない者を置いたときを含む。 <u>同法第26条の3第1項の規定により、特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされている場合は除く。)</u>	営業停止 15日以上

別紙1 建設業者に対する監督処分の具体的基準

不正行為等の内容			処分内容
2 請負契約に関する不誠実な行為（建設業者が請負契約に関し、（入札、契約の締結・履行、瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるもの）	①主任技術者等の不設置等（建設業法第26条違反）	ア 不設置（資格要件を満たさない者を置いたときを含む。）	営業停止 15日以上

不正行為等の内容			処分内容	不正行為等の内容			処分内容
3 事故	① 公衆危害	ア 建設工事を適切に施工しなかつたために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が <u>業務上過失致死傷罪等の刑</u> に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合	営業停止7日以上	3 事故	① 公衆危害	ア 建設工事を適切に施工しなかつたために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合	営業停止7日以上
不正行為等の内容			処分内容	(追加)			
3 事故	① 公衆危害	<u>オ 違反行為が建設資材に起因するものであると認められる場合</u>		必要に応じ指示処分			

不正行為等の内容			処分内容	不正行為等の内容			処分内容
3 事故	② 工事関係者 事故	ア 工事関係者 に死亡者又は3 人以上の負傷者 を生じさせたこ とにより、役職 員が <u>業務上過失 致死傷罪等の刑</u> に処せられた場 合で、特に重大 な事故を生じさ せたと認められ る場合	営業停止 3 日以 上	3 事故	② 工事関係者 事故	ア 工事関係者 に死亡者又は3 人以上の負傷者 を生じさせたこ とにより、役職 員が刑に処せら れた場合で、特 に重大な事故を 生じさせたと認 められる場合	営業停止 3 日以 上
4 建設工事の 施工等に関する 他法令違反	① 建設工事の 施工等に関する 他法令違反	ア 役員又は政 令で定める使用 人が建築基準法 違反等で <u>拘禁刑</u> に処せられた場 合	営業停止 7 日以 上	4 建設工事の 施工等に関する 他法令違反	① 建設工事の 施工等に関する 他法令違反	ア 役員又は政 令で定める使用 人が建築基準法 違反等で <u>懲役刑</u> に処せられた場 合	営業停止 7 日以 上

不正行為等の内容			処分内容	(追加)
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	① 建設工事の施工等に関する他法令違反	オ 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められる場合	必要に応じ指示 処分	
不正行為等の内容			処分内容	
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	① 建設工事の施工等に関する他法令違反	カ 役員又は政令で定める使用人が労働基準法違反等で拘禁刑に処せられた場合	営業停止 7 日以上	
		キ カ以外の場合で役職員が労働基準法違反等で刑に処せられた場合	営業停止 3 日以上	
不正行為等の内容			処分内容	
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	① 建設工事の施工等に関する他法令違反	オ 役員又は政令で定める使用人が廃棄物処理法違反又は労働基準法違反等で懲役刑に処せられた場合	営業停止 7 日以上	
		カ オ以外の場合で役職員が廃棄物処理法違反、労働基準法違反等で刑に処せられた場合	営業停止 3 日以上	

不正行為等の内容			処分内容	(追加)
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	① 建設工事の施工等に関する他法令違反	<p>ク <u>役員又は政令で定める使用人が宅地造成及び特定盛土等規制法違反又は廃棄物処理法違反で拘禁刑に処せられた場合</u></p> <p>ケ <u>ク以外の場合で役職員が宅地造成及び特定盛土等規制法違反又は廃棄物処理法違反で刑に処せられた場合</u></p>	<p><u>営業停止 15 日以上</u></p> <p><u>営業停止 7 日以上</u></p>	

不正行為等の内容			処分内容	不正行為等の内容			処分内容
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	① 建設工事の施工等に関する他法令違反	ニ 役員又は政令で定める使用人が特定商取引に関する法律違反で <u>拘禁</u> 刑に処せられた場合	営業停止 7 日以上	4 建設工事の施工等に関する他法令違反	① 建設工事の施工等に関する他法令違反	キ 役員又は政令で定める使用人が特定商取引に関する法律違反で懲役刑に処せられた場合	営業停止 7 日以上
		サ 三以外の場合で役職員が特定商取引に関する法律違反で刑に処せられた場合	営業停止 3 日以上		ク キ以外の場合で役職員が特定商取引に関する法律違反で刑に処せられた場合	営業停止 3 日以上	
		シ 特定商取引に関する法律第 7 条等に規定する指示処分を受けた場合	指示処分		ケ 特定商取引に関する法律第 7 条等に規定する指示処分を受けた場合	指示処分	

不正行為等の内容			処分内容	不正行為等の内容			処分内容	
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	① 建設工事の施工等に関する他法令違反	ス 特定商取引に関する法律第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合	営業停止3日以上	4 建設工事の施工等に関する他法令違反	① 建設工事の施工等に関する他法令違反	*特定商取引に関する法律第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合	営業停止3日以上	
		セ 役員又は政令で定める使用人が賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反で拘禁刑に処せられた場合	営業停止7日以上					
		ソ セ以外の場合で役職員が賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反で刑に処せられた場合	営業停止3日以上	(追加)				

不正行為等の内容			処分内容	(追加)
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	① 建設工事の施工等に関する他法令違反	<p><u>タ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第 33 条第 2 項に規定する指示処分を受けた場合</u></p> <p><u>チ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第 34 条第 2 項の規定により特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合</u></p>	<p><u>指示処分</u></p> <p><u>営業停止 3 日以上</u></p>	

不正行為等の内容			処分内容	不正行為等の内容			処分内容
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	② 役員等による信用失墜行為等	ア 役員又は政令で定める使用人が法人税法、消費税法等の税法違反で拘禁刑に処せられた場合	営業停止 7 日以上	4 建設工事の施工等に関する他法令違反	② 役員等による信用失墜行為等	ア 役員又は政令で定める使用人が法人税法、消費税法等の税法違反で懲役刑に処せられた場合	営業停止 7 日以上
	③ 健康保険法違反、厚生年金法違反、雇用保険法違反	ア 役員又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	営業停止 7 日以上		③ 健康保険法違反、厚生年金法違反、雇用保険法違反	ア 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合	営業停止 7 日以上
		イ ア以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	営業停止 3 日以上			イ ア以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	営業停止 3 日以上

(削除)	不正行為等の内容	処分内容
	<p>4 建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>③ 健康保険法違反、厚生年金法違反、雇用保険法違反</p>	<p>ウ <u>健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に未加入</u>であり、かつ、<u>保険担当部局</u>による立入検査を<u>正当な理由</u>がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、<u>健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法</u>に違反していることが<u>保険担当部局</u>からの通知により確認された場合</p>

(削除)

不正行為等の内容		処分内容
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	③ 健康保険法違反、厚生年金法違反、雇用保険法違反	<u>エ ウの指示処分に従わない場合</u> <u>営業停止 3 日以上</u>

別紙2 無許可業者に対する監督処分の具体的基準

不正行為等の内容			処分内容	
4 契約締結の過程に関する法令違反	① 刑法違反 (詐欺罪)	ア 代表権のある役員が 1 年以上の <u>拘禁刑</u> に処せられ、かつ、情状が重い場合	営業停止	1 年以内

不正行為等の内容			処分内容	
4 契約締結の過程に関する法令違反	① 特定商取引に関する法律違反	ア 役員又は政令で定める使用人が <u>拘禁刑</u> に処せられた場合	営業停止 7 日以上	

別紙2 無許可業者に対する監督処分の具体的基準

不正行為等の内容			処分内容	
4 契約締結の過程に関する法令違反	① 刑法違反 (詐欺罪)	ア 代表権のある役員が懲役 1 年以上の刑に処せられ、かつ、情状が重い場合	営業停止	1 年以内

不正行為等の内容			処分内容	
4 契約締結の過程に関する法令違反	① 特定商取引に関する法律違反	ア 役員又は政令で定める使用人が 懲役刑に処せられた場合	営業停止 7 日以上	